

議案第75号

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年養父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第49条）

附則」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p><u>附則</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p><u>第6章 雑則（第49条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>    <u>第6章 雑則</u></p> <p>        <u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>